

藤井寺市

行財政改革推進プラン2016

【 構 成 】

I	はじめに	P. 1
II	背景	P. 2
III	計画	P. 4
IV	おわりに	P. 10

	資料編	P. 11
--	-----	-------

①	財政収支見通しの前提条件	P. 12
②	前行革プラン取組項目実施（進捗）状況	P. 14
③	用語解説集（再掲含む）	P. 16

平成28年5月策定

藤井寺市

I はじめに

人口減少社会の到来や少子化や高齢化の進展など、社会情勢の変化に伴い、行政経費は増加しております。それに加え、市民ニーズの多様化、環境や防災に対する関心の高まり等から今後も財政需要は増大していくことが予測されます。

しかしながら、市の財政は財源不足を財政調整基金の取り崩しによって補う状態になっており、極めて厳しい状況にあります。そして、数年後には財政調整基金の枯渇が現実味を帯び、さらにはその後「早期健全化団体」への転落が危惧されております。

市は市民に身近な行政サービスを提供する責務がある基礎自治体として、決して財政健全化団体へ転落することなく、自主・自律的に行財政運営を実施していかなければなりません。そのため、これまでも増して、行財政改革の推進に力を注いでまいりたいと考えております。

今後の行財政改革の方向性といったしましては、真に必要な市民サービスを効率的に実施することを目的に、民間事業者等でも実施可能でサービスの維持(向上)が図られ、経費が抑えられる事業等については、基本的にはサービス実施主体を民間事業者等に委ねることとします。

また、本市の公共施設は築30年を経過している割合が7割を占めており、インフラ施設についても今後、更新時期を迎えることとなります。これらの課題を先送りして将来世代に大きな負担を残さず、施設の長寿命化や修繕費用及び保有量の縮減を図り、安定した行政サービスを展開します。

さらに、今後も積極的な情報公開と市民の参加・協働により、進路を見いだしていくことも重要と考えております。

この度、ますます厳しくなる財政収支の見通しについて、率直に明らかにすることが何よりも重要であると考え、わかりやすく示し、今後の行財政改革の方向性等を取りまとめ、「行財政改革推進プラン2016」を策定しました。

このプランには市民や専門家の皆さまからご意見を頂戴したり、議会や委員会等で審議いただかなければ決定することのできない項目が存在しております。まだまだ課題も多く、議論を重ねる必要がありますが、市として、最も望ましい形で実行につなげてまいりたいと考えています。

今後、職員一丸となり、行財政改革に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成28年5月

藤井寺市長 國下 和男

Ⅱ 背景

本市ではこれまで、平成 17 年度から平成 21 年度までを計画期間とする「集中改革プラン」を策定し、行財政改革に努め、一定の成果を挙げました。

しかしながら計画期間中に、三位一体改革による地方交付税の削減や国庫支出金の減少等により、平成 18 年度に市始まって以来、初めてとなる赤字決算に陥りました。そのような財政非常事態の中、平成 20 年度から平成 23 年度までを計画期間とした「財政健全化に向けて（財政健全化プログラム）」を策定し、市一丸となって取り組んだ結果、平成 21 年度決算より黒字化することが出来ました。そのような状況下においても気を緩めることなく引き続いて、持続可能な行財政基盤を確立するため「行財政改革推進プラン（平成 24 年度～平成 27 年度版）」（以下「前行革プラン」という。）を策定し、取り組みを進めてきました。

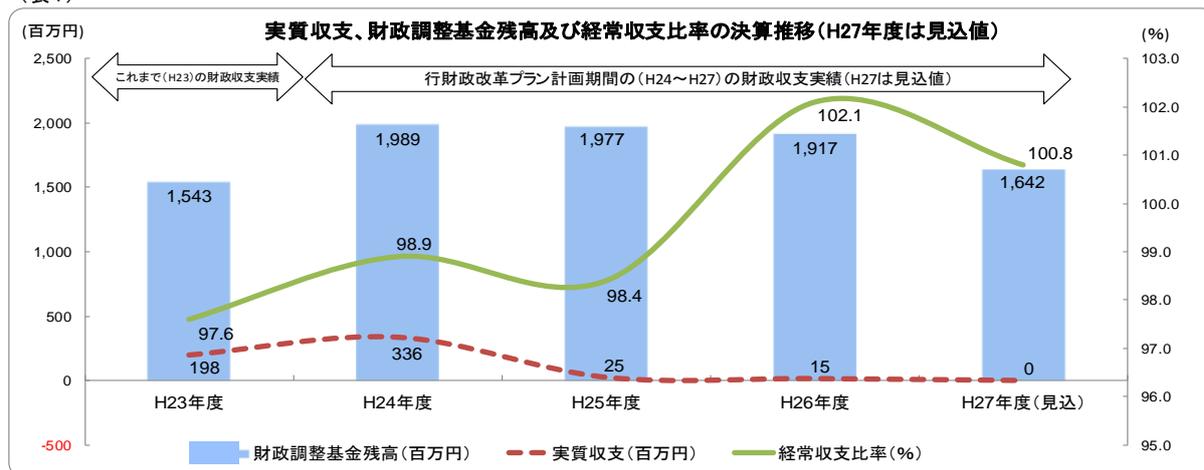
（1）前行革プランの総括

前行革プランでは、効率的で効果的な行財政運営を推進すると共に「財政調整基金残高 20 億円※1」、「経常収支比率 95%以下※2」という財政目標を立てました。

計画期間中（H24～27 年度）の財政目標及び実質収支※3の実績（H27 年度のみ見込）値については、下表 1 のとおりとなりました。

- ※1 財政調整基金・・・年度間の財源の不均衡をならすための積立金。地方財政法で、設置が義務付けられています。取り崩せるのは、①財源不足時の穴埋め、②災害のいずれかに限られます。
- ※2 経常収支比率・・・人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率。この比率が高いほど臨時的支出にお金を回す余裕に乏しく、財政構造が硬直化していることとなります。
- ※3 実質収支・・・歳入額から歳出額を控除し（形式収支）、その額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額。

（表 1）



財政調整基金残高については、ほぼ目標金額 20 億円近くまで積み立てることができましたが、経常収支比率については、95%以下という目標を達成することはできませんでした。これは、算定する際の分母となります市税や地方交付税（臨時財政対策債含む）は横ばいでも推移しましたが、分子となります人件費や扶助費、繰出金が増加したためと考えられます。

○ 効果額の推移

前行革プランは平成20年度から平成23年度までの計画期間であります財政健全化プログラムで実施までに至らなかった検討も含め、大きな取り組みを具体的な取組項目としておりました。市では、それらの項目について引き続き取り組み、または検討しながら、さらに前行革プランには未掲載項目であっても取り組み可能なものについては、積極的に取り組みました。その結果、効果額については、下表2のとおりです。

なお、前行革プランにおける各取組項目の進捗状況等につきましては、資料編として14・15ページに掲載しております。

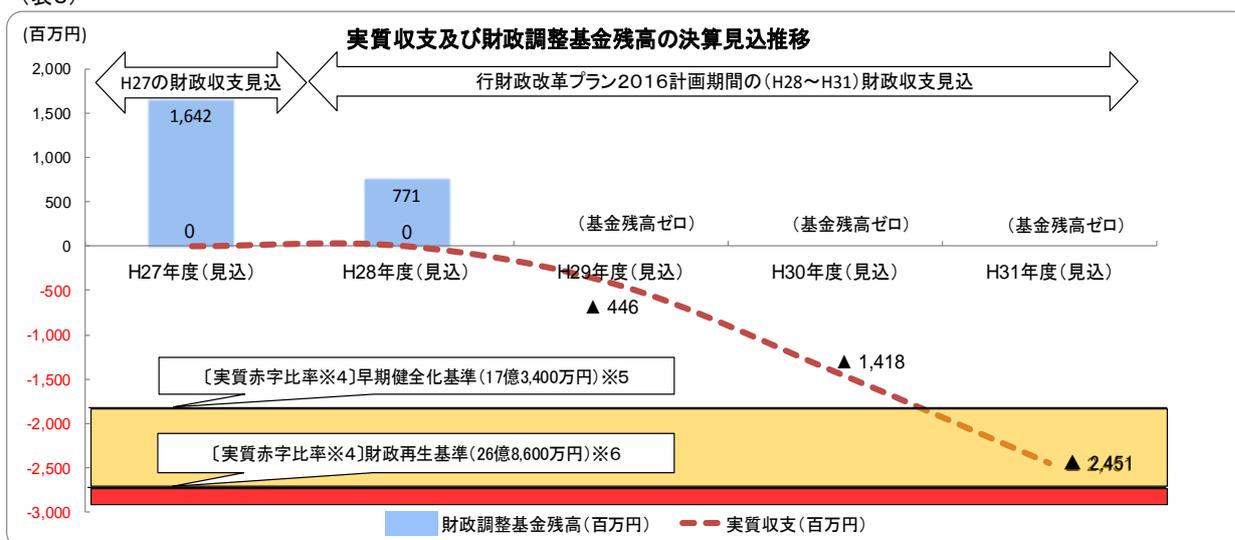
(表2)

番号	取組項目	前行革プラン 掲載項目/未掲載項目	H24～H27年度 効果額(千円)
1	街路照明灯の維持管理の見直し	掲載項目	3,012
2	王水川浄化施設の維持管理の見直し	掲載項目	4,515
3	補助金の見直し	掲載項目	22,880
4	人件費(特別職含む)の削減	掲載項目	132,090
5	土地開発公社の解散	未掲載項目	19,696
6	電力需給契約先の見直し	未掲載項目	12,468
7	売却可能資産の処分	未掲載項目	99,070
8	藤井寺駅北地区事業用 定期借地権による収入(賃料)確保	未掲載項目	539
合 計			294,270

(2) 財政収支見通し(普通会計)

今後の財政収支(普通会計)については、下表3のとおりの見込みとなります。

(表3)



※4 一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示すもので、基準数値は平成26年度決算から算出しています。(毎年度若干の変動あり)

※5 早期健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政の健全化

を図る必要があります。国の勧告を受ける場合があります。

※6 財政再生基準を超えた場合は、議会の議決を経て、財政再生計画を策定します。この計画は総務大臣の同意が必要となり、国が強く財政運営に関与することになりますので、市自らの政策決定が困難になります。

例えば、市が実施している様々な市民サービスの削減や、道路・公共施設等の整備の見直しが生じるだけでなく、市民の負担が増加し、市民生活に多大な影響が生じる可能性が高くなります。

〔今後の財政収支見通しについて〕

歳出面におきましては、大きな部分では、施設の老朽化や耐震化への対応から投資的経費の増加が、また、その財源とする地方債の増加から後年度負担となる公債費の増加が見込まれます。さらに、高齢化等に伴い、扶助費や、特別会計への繰出金の増加が見込まれます。

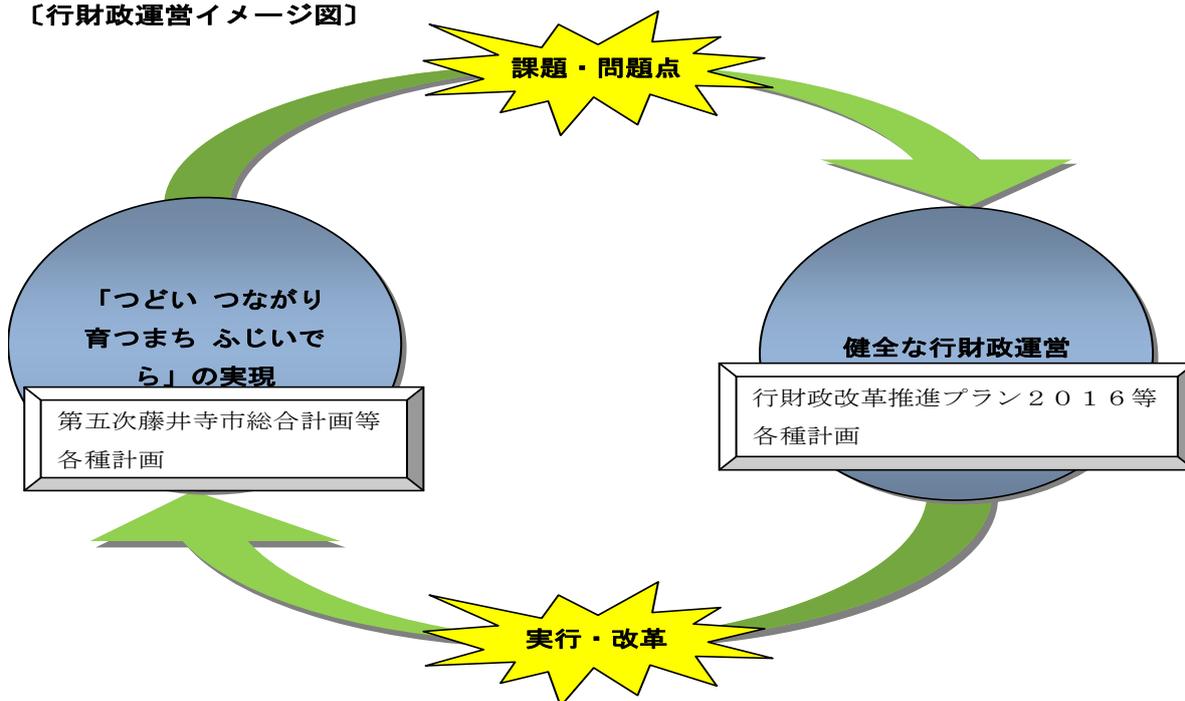
一方、歳入面では、歳入の根幹である市税の伸びは見込めない現状にあります。さらに、本市の一般財源歳入は地方交付税や臨時財政対策債、各種交付金といった依存財源の動向に大きく左右されますが、見通しの段階では国の地方財政計画や景気の動向等を想定することは困難です。これらのことから、市税収入の伸びが見込めない現時点での状況では歳入が不足し、補填のために財政調整基金を取り崩すことになると見込んでいます。

Ⅲ 計画

(1) 基本理念

「つどい つながり 育つまち ふじいでら」の実現を目指して、第五次藤井寺市総合計画を推進し、新たな行財政課題に的確に対応できる財源の確保や体制等の整備を行い、不断の行財政改革に取り組み、市を将来に渡り安定的に発展させるための健全な行財政運営を推進します。

〔行財政運営イメージ図〕



(2) 行革目標等

これまで、市一丸となって財政健全化に取り組んだことによる削減効果の顕在化に加え、地方交付税等の収入の増加も加わり、早期健全化団体※7 への転落を回避し、財政調整基金残高も増加してきました。しかし、今後については、一定の取り組みは実施済みであることや、地方交付税等の増加を見込むことが困難であることから、目標や方針をしっかりと持ち、継続的に行財政改革に取り組めます。

※7 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 指標のうち、一つでも基準値を超えると指定されます。財政健全化計画の策定が義務づけられ、取り組みが不十分であれば国か府から勧告を受けて財政運営に関与されます。

○ 計画期間 → 平成 28 年度～平成 31 年度（4 年間）

行財政改革に終わりはなく、継続的に取り組んでいくことが重要ですが、その時々々の社会経済情勢や、まちづくり（政策等）を含め、市を取り巻く環境等の変化に対応するため、計画期間は藤井寺市第五次総合計画（前期）と整合を図り、中期的に改革の方向性等を定め、取り組めます。

○ 推進体制 → 行財政改革推進本部を中心

行政改革及び財政運営の改善等について全庁的に審議し、総合的に推し進めるため設置した「行財政改革推進本部」を中心に本プランを推進します。

○ 具体的目標

市の厳しい財政状況に対して様々な取り組みを実行し、「早期健全化団体への転落を回避すること」を第一の目標とします。しかし、早期健全化団体への転落が回避できても、赤字が発生するという状況は健全な財政運営とはいえないことから、「実質収支黒字の確保」を第二の目標とします。そして将来的には、収支のバランスの取れた自律的で持続可能な行財政運営の確立を目指します。

なお、目標（値）については、下表 4 のとおり設定します。目標を達成するためには財政収支見通し（H31 年度で赤字額 24 億 5 千 1 百万円）から逆算すると 7 億 1 千 7 百万円の効果額が必要となります。

(表4)

健全化判断指標※8		目標値	実績 (平成26年度決算)
実質赤字比率※9	率	12.91%※10未満	赤字率なし(▲0.11%※11)
	額	約17億3,400万円※10未満	赤字額なし(▲15,331千円※11)

※8 財政健全化の枠組みをつくるものであり、地方公共団体が毎年度算定し、公表することとされています。

※9 標準財政規模に対する一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示すもの

※10 本市が早期健全化団体に転落するライン（率・額については平成 26 年度決算から算出）

※11 赤字の比率であるため、黒字であれば▲表記となります。

(3) 具体的取組項目

近年、社会・経済情勢の低迷や急速に少子化や高齢化が進む中、あわせて核家族化の進行などにより、地域社会のあり方は大きく変容し、市民のライフスタイルを大きく変化させ、行政の果たすべき役割・使命も刻々と変化しています。

時代の潮流とともに変化する社会において、「行政改革」に求められるものは、財政の健全化に向けた行政内部の事務の効率化は当然のことながら、事務事業そのものを抜本的に見直すなど、行政のあり方自体を根本から見直すことが求められています。

市民に必要な行政サービスを的確に提供していくためには、第5次総合計画でも示されていますが、政策の「選択」と経営資源の「集中」の理念に基づき、必要とされる行政サービスを選択して提供していくことが重要です。

また、市民の力を活かすことで対応可能な公共サービスの提供を、広く市民と行政が協力して公共の仕事を担うという「市民・行政のパートナーシップの確立」と、行政課題に対応するため、必要に応じた組織体制の充実、民間ノウハウの活用など簡素で効率的な行政体制の構築する「まちを経営するトータルマネジメントの推進」、そして「まちの魅力づくり・情報発信」を施策共通の考え方としています。

行財政改革を推進する際にも、この3つ考え方の下、従来から取り組んできました取組項目を継承しながら、行政のあり方自体を根本から見直すことも踏まえ、改革を下支えする項目も含めた具体的取組項目を、6つの方針（柱）により改革に取り組みます。

〔行革方針1〕市民サービスの提供主体の見直し

市民サービスを的確に提供するには、社会の変化や多様化・高度化する市民ニーズに柔軟に対応しつつ、常に改革の必要性を認識していなければなりません。市が直接実施している事業について、市民サービスレベルや費用対効果、PPP手法※12等の導入可能性など、総合的に検討したうえで、民間事業者等に委ねたほうが良いと判断されるものについては、積極的に民間活力の導入を推進し、アウトソーシングを進めます。

また、市民サービスのあり方を変革していくためには、市政情報をわかりやすく提供することに努め、市民の市政参画の促進を図ります。

行革方針・取組項目	取り組みの考え方	所管課
〔行革方針1〕市民サービスの提供主体の見直し		
(1) 指定管理者制度の活用		
① 新規導入可能な施設の検討	既存導入施設の更新や、新規に導入可能な施設を検討する。	【行財政管理課・関係課】

※12 パブリック・プライベート・パートナーシップの略であり、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。PPPの中には、指定管理者制度、アウトソーシング、PFI、市場化テスト、包括的民間委託等が含まれます。

行革方針・取組項目	取り組みの考え方	所管課
(2) アウトソーシングの推進		
② 民間委託の導入について	定型的な業務や事務事業について、サービス面、経費面等から効果が認められる場合は、積極的に民間委託する。	【関係課】
③ 民間誘致の検討について	市が行う事業等について、民間事業者の誘致(民設民営等)により、サービス面、経費面等から効果が認められる場合は、民間事業者を誘致する。	【関係課】
④ 公立保育所の民営化について 【前行革プラン引き継ぎ項目】	公立保育所の民営化について検討する。	【保育幼稚園課】

〔行革方針2〕 職員の意識改革と人材の育成

多様な市民ニーズや新たな課題等に的確に対応し、行財政改革を推進していくためには、研修や啓発等を通じて、意欲・能力があり、市民から信頼される人材の育成や意識改革に努めていく必要があります。また、職員の能力と業績を公正に評価し、職員の仕事に対するモチベーションの向上を図り、やりがいを持てる職場環境づくりに努め、効率的・機能的な組織づくりに努めます。

行革方針・取組項目	取り組みの考え方	所管課
〔行革方針2〕 職員の意識改革と人材の育成		
(1) 組織体制の整備		
⑤ 効率的な組織体制の構築	簡素で効率的な組織づくりと有用な人材の育成に努めます。	【人事課】
(2) 人事評価制度の構築		
⑥ 人事評価制度の充実	職員のモチベーション向上を図り、組織の活性化に資する人事評価制度の導入を検討する。	【人事課】

〔行革方針3〕 ICT※13の活用による業務改善等

今後の行政に課される課題は、複雑・多様化し、その対応には高度なレベルが求められます。それに加え、各種事業の展開や行政事務を遂行していくためには、個人情報等の把握や蓄積が必要な場合も多くなります。よって、これまで以上にデータの管理、運用における取り扱いやセキュリティにも配慮する必要が高まっております。

このような状況から、ICT技術の効果的な活用により、セキュリティの向上、業務改善につなげることで、市民サービスの向上につなげます。

行革方針・取組項目	取り組みの考え方	所管課
〔行革方針3〕 ICTの活用による業務改善等		
(1) ICTを活用した業務改善の推進		
⑦ 業務効率化の推進	ICT技術(仮想端末(シンクライアント)等)を活用し、機器等の資源の省力化・集約化を図り、業務の効率化を図り、コストの縮減を図る。	【政策推進課・関係課】
⑧ 業務改革と個人情報の安全な運用	クラウド※14の活用とITガバナンス強化について検討する。	【政策推進課・関係課】

※13 Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略で、情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉

※14 クラウドコンピューティングを略したもので、インターネット上で様々なサービスを提供するサーバ

群およびネットワーク群を「クラウド（雲）」と総称して名付けられた Web 利用のコンピュータシステムのこと

〔行革方針4〕公共施設等の最適化

市民の財産であり老朽化が進む公共施設等について、引き続き、安全性及び利便性を確保し、建築物の長寿命化、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減及び財政負担の平準化を図るため、「藤井寺市公共施設等総合管理計画」「藤井寺市公共施設保全計画」等に基づく計画的な維持管理保全を実施します。

また、維持管理保全と併せ、持続可能で効率的な行財政運営を進めるため、既存の公共施設等における現状や課題を踏まえ、今後の公共施設等のあり方に関する総合的な検討を進めます。

行革方針・取組項目	取り組みの考え方	所管課
〔行革方針4〕公共施設等の最適化		
(1)各公共施設のあり方について検討～最適化まで		
⑨ ファシリティマネジメント※15の推進	公共施設等の長寿命化、廃止、集約、一元管理等を検討する。	【資産活用課】
⑩ 保育所・幼稚園・こども園のあり方について 〔一部前行革プラン引き継ぎ項目〕	保育所・幼稚園・こども園のあり方について検討する。	【こども政策課・保育幼稚園課・学校教育課】
⑪ 市立小中学校の統廃合について 〔前行革プラン引き継ぎ項目〕	一学年、単学級が常態化した場合、本格的に検討する。	【教育総務課】
⑫ 藤井寺駅南駐輪・駐車場のあり方について 〔前行革プラン引き継ぎ項目〕	藤井寺駅南駐輪・駐車場の有効活用について検討する。	【環境政策課】

※15 公共施設等を市の資産と捉え、経営的視点から分析・検討することで、最適化を図り、適正に維持管理していくための手法

〔行革方針5〕持続可能な財政基盤の構築

市民福祉の増進を図り、真に必要な市民サービスを提供するためには、第五次藤井寺市総合計画に基づく計画的な施策展開が肝要であり、それを支える財政力の強化が不可欠です。財政力を強化するためには、常にコスト意識を持ち、予算を漫然と執行することなく、事務事業（補助金含む）の見直しを検討し、中長期的な視点から資産を有効に活用するとともに、公債費等の将来への債務負担については縮減に努めながら財政運営します。

行革方針・取組項目	取り組みの考え方	所管課
〔行革方針5〕持続可能な財政基盤の構築		
(1)積極的な財源の確保		
⑬ 広告収入、ネーミングライツ、ふるさと納税（企業版）等、財源の積極的な確保	広告収入や施設のネーミングライツ、ふるさと納税（企業版）等の財源確保策について、取り組み可能ならば積極的に取り組む。	【秘書広報課・総務課・資産活用課・関係課】
(2)受益と負担の明確化		
⑭ 施設使用料等の改定	消費税率の改正等に伴う市歳出の増加を踏まえ、使用料（手数料）について、受益者負担の適正化（公平化）を図る。	【協働人權課・スポーツ振興課・生涯学習課】
⑮ ごみの有料化 〔前行革プラン引き継ぎ項目〕	ごみの減量化のための収集有料化について検討する。	【清掃課】

行革方針・取組項目	取り組みの考え方	所管課
(3) 市有財産の有効活用		
⑯ 市有財産の有効活用	貸付や売却により有効活用が図れる可能性のある土地について、積極的に取り組む。	【資産活用課】
(4) 人件費の削減		
⑰ 財政健全化のため、人件費を削減 【前行革プラン引き継ぎ項目】	財政健全化のため、定員の適正化に努め、人件費を削減する。	【人事課】
(5) 電力需給契約先の見直し		
⑱ 公共施設等の電力需給契約先の見直し	低圧区分の公共施設等の電力需給契約先について、関西電力から特定規模電気事業者(PPS)へ切り替えを検討する。	【資産活用課・行財政管理課・契約検査課・関係課】
(6) 事務事業の見直し(経費の縮減)		
⑲ 補助金の見直し 【前行革プラン引き継ぎ項目】	必要性、効果性、公平性の観点から継続的に補助金の見直しを図る。	【行財政管理課・関係課】
⑳ 障害者福祉金の見直し 【前行革プラン引き継ぎ項目】	障害者福祉金個人給付の見直しについて検討する。	【福祉総務課】
㉑ 敬老祝寿金の見直し 【前行革プラン引き継ぎ項目】	敬老祝寿金の見直しについて検討する。	【高齢介護課】
(7) その他		
㉒ 一般会計繰出金(基準外分)の精査	特別会計等への一般会計繰出金(基準外分)について毎年度、決算状況を踏まえ、精査する。	【行財政管理課・関係課】
㉓ 投資的経費の適正化	施設の老朽化等に伴い、投資額の増加が見込まれるが、国庫支出金等の財源確保に努め、事業費の平準化を図る。	【行財政管理課・関係課】
㉔ 公債費の抑制	投資的経費の増加に伴い、公債費の増加が見込まれるが、次世代への過度の負担とならないよう地方債発行を抑制する。	【行財政管理課・関係課】

【行革方針6】 統一的な基準による新地方公会計制度の整備促進

固定資産台帳の整備や複式簿記の導入を前提とする統一的な基準による財務書類等を作成し、市民に分かりやすい財政状況の公開に努めます。

行革方針・取組項目	取り組みの考え方	所管課
【行革方針6】 統一的な基準による地方公会計制度の整備促進		
(1) 新地方公会計制度の整備促進		
②⑤ 新地方公会計制度の整備促進	複式簿記、発生主義の考え方に基づき、統一的な基準による、固定資産台帳を含む財務書類等の作成	【行財政管理課・資産活用課・会計室・関係課】

(4) 効果額(想定)

前述の具体的取組項目のうち、効果額算出可能な項目について取り組んだ場合、一定の前提条件において算出すれば、約7億6千万円の効果額が想定できます。ただし、検討項目などの現段階での算出は不能であっても、実施となれば効果額として算出できる項目も多く存在しておりますので、市民ニーズや実施した場合の市民への影響度等、市の決算状況等を勘案しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

IV おわりに

本文に掲載の財政収支見通しは、あくまで自然体での見込であり、学校耐震化事業など、大きく変動する可能性のある費用も算入されていること、また、本市の財政は、社会経済情勢や国の施策の動向に大きな影響を受けることなどから、上振れすることも下振れすることも十分考えられます。しかしながら、たとえ上振れ（好転）したとしても本市の財政基盤が脆弱であることに変わりなく、厳しい財政制約の中、様々なことに対応していかなければなりません。

また、持続可能な行財政運営を実現するうえでは、単に行財政改革という視点からではなく、事業展開なども含めた「オール藤井寺」で、取り組んでいく必要があるものと考えております。

今後は、実際の歳入歳出の状況を注視し、財政収支見通しを見極めながら、必要に応じて行財政改革の取組項目を追加あるいは、重点化等を行いながら、粘り強く行財政改革を行ってまいります。

なお、今後の決算状況等については、広報ふじいでらや市ホームページ等を通じて積極的に公表いたします。

資 料 編

- ① 財政収支見通しの前提条件 P. 12
- ② 前行革プラン取組項目実施（進捗）状況 P. 14
- ③ 用語解説集（再掲含む） P. 16

① 財政収支見通しの前提条件（一般財源ベース）

下表5の平成28年度から平成31年度の普通会計決算収支見通しについては、次の考え方により見込んでいます。

(表5)

普通会計収支見通し（平成27年9月末現在）【一般財源ベース】

(単位：百万円)

年 度	H27 見込	H28 見込	H29 見込	H30 見込	H31 見込
項 目					
市 税	7,829	7,806	7,933	7,794	7,907
地方交付税・臨時財政対策債	5,344	5,257	5,257	5,257	5,257
地方譲与税・各種交付金	1,432	1,432	1,432	1,432	1,432
繰 入 金	276	871	771	0	0
そ の 他	305	300	300	300	300
歳入合計	15,187	15,667	15,693	14,783	14,896
人 件 費	3,801	3,767	3,737	3,756	3,722
扶 助 費	1,896	1,947	1,970	1,994	2,018
公 債 費	1,204	1,255	1,327	1,357	1,376
投資的経費	236	654	1,057	326	315
繰 出 金	3,148	3,226	3,314	3,449	3,558
その他経費	4,902	4,818	4,733	4,874	4,941
繰上充用金	0	0	0	446	1,418
歳出合計	15,187	15,667	16,139	16,201	17,348
実質収支	0	0	▲ 446	▲ 1,418	▲ 2,451

※表示単位未満を四捨五入している関係で、計算が合わない場合があります。

【歳入】

○市税

個人市民税：景気の動向を踏まえて微増を見込んでいます。

法人市民税：法人税割の税率引き下げ等を踏まえて減収を見込んでいます。

固定資産税・都市計画税：年度ごとの増減を繰り返しつつ、全体としてはやや減収に向かうと見込んでいます。

市たばこ税：喫煙率の低下傾向を踏まえて減収を見込んでいます。

○地方交付税・臨時財政対策債

国の地方財政計画の動向に大きく左右されますが、平成27年8月末の国の平成28年度予算概算要求の内容を踏まえて見込んでいます。

○地方譲与税・各種交付金

平成27年度決算見込額で見込んでいます。

なお、各種とは、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金です。

○繰入金

財政調整基金からの繰入金で、各年度での歳入と歳出の差額を見込んでいます。この収支見通しでは平成 29 年度末で財政調整基金が枯渇する見込みとしておりますので、平成 30 年度以降はゼロとなっています。

○その他

平成 28 年度以降は 3 億円で見込んでいます。

【歳出】

○人件費

各年度の職員数の増減の動向や退職手当の見通し等を踏まえて見込んでいます。

○扶助費

高齢化や少子化の進行への対応を踏まえて全体では増加を見込んでいます。生活保護費は横ばいを見込んでいます。

○公債費

平成 26 年度までの既発債と、平成 27 年度以降想定される、投資的経費の財源となる新発債及び臨時財政対策債の元利償還金を見込んでいます。

○投資的経費

小・中学校施設の耐震化を中心に各年度で想定される事業費を見込んでいます。

○繰出金

高齢化の進行を踏まえて社会保障関係の特別会計への繰出は、大きな増加を見込んでいます。

○その他の経費

物件費は、各種の委託料の増加傾向等から増加を見込んでいます。補助費等は、精算による国・府支出金返還金の減少等から減少を見込んでいます。維持補修費は、施設の老朽化への対応を踏まえて増加を見込んでいます。

○繰上充用金

この収支見通しでは平成 29 年度以降は実質収支が赤字となる見込みとしており、平成 30 年度からの繰上充用金の発生を見込んでいます。

② 前行革プラン取組項目の実施（進捗）状況

					H28.1 進捗状況	
番号	部	課	取組項目	取組内容	実施・検討状況	備考
1	こども・健康部	保育幼稚園課	市立保育所の民営化について	市立保育所の民営化について検討する。	<p>平成20年11月に「藤井寺市立保育所民営化基本方針」を策定し、この方針に基づき、平成22年4月に1箇所（現なな保育園）を民営化しました。</p> <p>その後の民営化については、「今後の社会経済情勢や保育所を取り巻く環境の変化等を総合的に勘案し、検討することとする。」という方針が示されています。</p> <p>現在は、待機児童解消を最優先に、こども園の整備や小規模保育事業への取り組み等により、定員増に取り組んでいます。</p> <p>そのため、今後の「保育所民営化」については、待機児童の解消を図りながら「子ども・子育て新制度」や市で策定している「子ども・子育て支援事業計画」への対応状況等も踏まえながら検討します。</p>	
2	政策企画部	人事課	人件費（特別職を含む）の削減	財政健全化に向けて、人件費を削減	<p>市長、副市長、教育長について、退職手当の廃止とともに、平成21年4月から平成23年3月まで、及び平成23年8月から平成26年6月までの間、給料月額5%、平成26年7月から平成27年3月までの間、給料月額20%を削減しました。</p> <p>一般職についても、平成26年4月より職階ごとに給料月額1%～4.1%のカットを実施しております。また、平成26年度及び平成27年度の人事院勧告の実施時期について、それぞれ先送りしたことにより、人件費を抑制しました。</p> <p>昨今、国・府から事務権限が本市にも大幅に委譲されてきている中、人員や財源を配置すれば、円滑に業務を執行できる反面、人件費が膨れ上がり、財政状況にも大きく影響を与えることにもつながります。そのため、事務能率の改善・向上に努め、少数精鋭で事務を執行しております。さらに時間外勤務につきましても、抑制に努め、その結果、総人件費は右肩上がりになるところを横ばいの状況を維持しております。</p> <p>今後においても、社会経済情勢や本市財政状況を勘案しながら、財政の健全化に向けて、定数管理や給与等の適正化も図りながら、総人件費の抑制に努めます。</p>	
3	市民生活部	清掃課	ごみの有料化について	ごみの有料化について検討する。	<p>「家庭ごみ収集の有料化」を導入する場合の目的、手法、課題等について調査、検討を行いました。大阪府下自治体における「ごみ有料化」の導入状況でございますが、「平成25年度 大阪府の一般廃棄物」によりますと平成26年3月31日現在、一般家庭の可燃ごみ収集の有料化を導入している自治体は、府下43団体のうち22団体、粗大ごみ収集の有料化を導入している自治体は29団体となっております。</p> <p>有料化の目的は更なるごみの減量化が第一の目的です。「家庭ごみ収集の有料化」を導入した多くの自治体では、廃棄物量の増加に直面し、早急に減量化に取り組む必要に迫られていること、廃棄物の減量化、リサイクルの推進、焼却施設の延命化を目的として、取り組まれております。</p> <p>平成20年度以降の生活系ごみ排出量につきましては、本市における年間排出量は、減少してきております。また、例年実施される環境省による「一般廃棄物処理事業実態調査」の中で、ごみに関する「処理および維持管理費」についてみますと、平成20年度から減少傾向にあり、このような状況を踏まえますとごみ有料化については、現在のところ差し迫った状況ではないと考えております。</p> <p>今後も大阪府下の状況や廃棄物行政の動向に引き続き注視してまいります。</p>	
4	総務部	行財政管理課	補助金の見直し	補助金については、必要性、効果性、公平性の観点から見直し基準を作成する。	<p>見直しにおける補助金交付基準等の基本方針としては、「整理合理化の推進」「事業費補助への移行」「交付根拠の明確化」「補助率」「補助対象経費」「執行方法の見直し」「少額補助金」「総額の抑制」の8つを掲げております。見直しの内容としては、補助金としての支出が妥当なものには「事業費補助への移行」「補助率」を中心に見直しを行っていますが、予算に限りがあることから補助金総額についても引き続き、縮減に努めているところでございます。なお、「補助対象経費」の適正化を徹底し、「交付根拠の明確化」につきましては全補助金において補助要綱を整備し、補助金額と併せて市ホームページにて公開しております。今後も補助金見直しの提言書を尊重し、補助金の見直しに努めます。</p> <p>公募制補助金につきましては、まだ未定ではございますが、市民等との協働を推進していくにあたりまして、提案型の補助金なども選択肢のひとつとして、視野に入れながら調査研究してまいります。</p>	
5	教育部	教育総務課	市立小中学校の統廃合について	小中学校の統廃合に向けて本格的に検討する	<p>市立小中学校の統廃合については、これまで、学級数が学校教育法施行規則第44条による適正規模12学級以上18学級以下の基準に満たなくなり、特に小規模で一学年単学級が常態化する傾向が見られるならば、児童生徒数の推移を見極めて検討する方針に変わりはありません。</p> <p>しかし、人口推移を見ますと、人口は若干減少に向かっておりますが、当面は、一学年単学級が常態化することは考えられない状況でございます。</p>	
6	教育部	教育総務課	道明寺幼稚園川北分園のあり方について	道明寺幼稚園川北分園のあり方を廃止も含めて検討する。	<p>川北分園は、昭和53年に開園しましたが、園児数の減少などにより平成11年から休園としております。川北地区が対象地域となっており、この地域から道明寺幼稚園へ通園している園児は、少数で、今後も在籍園児数に大きな変動は見られない状況にあり、このことから施設の廃止、別用途への転換などを検討する。ただ、大和川以北では、唯一の公共施設でもあることから、市全体として検討することが必要と考えております。</p>	

				H28.1 進捗状況		
番号	部	課	取組項目	取組内容	実施・検討状況	備考
7	市民生活部	環境政策課	藤井寺駅前駐輪場駐車のあり方について	藤井寺駅前駐輪場駐車の有効活用及び特別会計の財政健全化について検討する。	市立藤井寺駅前駐輪・駐車場は、昭和58年度より自動車65台が駐車できる駐車場として供用開始いたしました。 しかし、近年の自動車、自転車等の利用者の増加と、利用者のモラル低下により駅周辺を中心とした不法駐輪、放置自転車等が増加し、都市環境の悪化の原因となったため、平成8年度に自動車128台、自転車等900台を収容できる施設を同場所に建設し、供用開始いたしました。 本駐輪・駐車場は、藤井寺駅前において、保育所・ブクンダ公園と一体化した立地条件にあるため、今後、駅周辺をどのように整備していくのか方針が検討される中で、その利用形態も変化するものと思われませんが、現時点においては藤井寺駅前の良好な交通環境を考慮した場合、一定の駐輪・駐車場は必要不可欠であると考えています。 また、駐車場の建設に係る公営企業金融庫からの借入金は平成27年度で完済いたしますが、近隣に格安な駐輪・駐車場がオープンするなど厳しい状況は今も続いており、今後においてもより一層の啓発活動を実施することにより少しでも収益が上がるよう努力してまいります。	
8	福祉部	福祉総務課	障害者福祉金個人給付の見直し	障害者福祉金個人給付の見直しについて検討する。	障害者福祉金制度は昭和46年に本市市議会において条例が可決され、創設されました。創設当時は、障害者に対する施策やサービスなどがまだまだ未整備で、この障害者福祉金の制度が大きな障害者施策の一つであったと認識しております。 現在では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、障害者及び難病患者、発達障害者の居宅での生活支援や、地域での生活支援が強化されており、また障害児についての支援も、児童福祉法の改正により強化されるなど、障害福祉についての制度は年々拡充がされており、さまざまなサービスを利用できる社会基盤が整備されてきております。また、平成28年度より障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されることにより、職員向けの研修、民間企業や市民に向けての啓発などのソフト面や、公共施設のバリアフリー化などハード面の整備に、これまで以上に力を入れる必要があります。 このような社会情勢や厳しい財政状況の中、障害者福祉金制度を見直し、よりニーズに即した障害福祉施策への財源の活用を含め、今後も引き続き検討する必要があるものと考えております。	
9	福祉部	高齢介護課	敬老祝寿金等の見直し	敬老祝寿金等の見直しについて検討する。	敬老祝寿金制度は、昭和40年に創設、生活給付ではなく節目のお祝い長寿を祝い、敬老の意を表すものとして、高齢者支援の施策の一つとして実施されたものであります。最近では、当初の目的に加え、配布時に、高齢者の安否確認や状況把握なども付加され、創設から、現在まで高齢者施策の一つとして一定の効果があったものと認識しております。 今後は急速に高齢者数が増加するだけでなく、「単身」あるいは「高齢者夫婦のみ」といった「高齢者のみ」の世帯の増加が続くものと予測されます。 超高齢化社会においては、このような世帯類型の変化も考慮し、安全・安心の観点からも見直しに取り組むなど、時代のニーズに対応した施策の検討も必要ではないかと存じます。 このような状況にございますので、敬老祝寿金制度の見直しについて、引き続き検討する必要があるものと考えております。	
10	こども・健康部	保育幼稚園課	幼保一元(一体)化について	幼保一元(一体)化に向けて取り組む	保育所の待機児童解消を図ると共に、就学前児童に対する質の高い教育・保育の提供、子育て支援の拡充等を進めるために、市立幼稚園及び市立保育所を一体化し、こども園として整備を進める方向で取り組んでおり、1か所目のこども園として(仮称)道明寺こども園の整備を進めているところでございます。	
11	都市整備部	道路水路課	街路照明灯の維持管理の見直し	街路照明灯のうち防犯灯にかかる維持管理経費について見直しを検討する	リース方式による街路照明灯についてLED照明に切り替えました。LED照明への切り替えをリース方式で行うメリットといたしましては、年間約4割の電気代の削減が図られ、球替え等、維持管理に要する費用も大幅に削減することができ、その削減分でリース代金を十分賄うことができます。また、LED照明への切り替えにより、維持管理にかかる事務量が大幅に減少することから人件費についても削減が図られます。	【実施済】
12	都市整備部	道路水路課	王水川浄化施設の維持管理の見直し	メンテナンスの費用対効果から休止を検討する	大阪府との協議を重ねた結果、王水川の水質改善により、平成25年度から浄化施設の維持管理を休止することができました。このことにより、年間約1,500千円の効果がありました。	【実施済】
13	会計室	会計室	預金の入札	預金利子収入の増加を図るため、入札により預託銀行を選択	資金運用の効果的な手段として預金の利子収入の増加を図るため、預託銀行の入札について近隣各市の状況等も参考にしながら検討してまいりました。 近隣各市では、入札によって預託銀行を選択し預金利子収入を得ているものの、市派出窓口の閉鎖や時間短縮、また負担金(主に人件費)や各種手数料の支払い等、指定金融機関への対応に苦慮されています。 また、本市においては計画的な運用が可能な資金が確保できていない状況にあります。 このため低金利・金融不安の現段階におきましては、リスクを伴う入札による預託銀行の選択よりも指定金融機関との現体制の維持、発展を図る方がメリットが大きいものと考えます。	【検討結果一実施しない】

③ 用語解説集（五十音順に掲載）

用語	解説
ICT	Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。
依存財源	国や府により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入をいい、地方譲与税、地方交付税のほか、地方消費税交付金などの各種交付金、国庫支出金、府支出金などがこれに該当する。
一般財源	使途が特定されず、どの経費にも自由に充当できる収入で、地方税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡取得割交付金、地方消費税交付金、特別地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び地方特例交付金をいう。特に、地方税及び地方交付税をもって一般財源を代表させることが多い。
元利償還金	返済金。元金と利子。
繰上充用金	会計年度経過後、その当該会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げて、当該年度に充てることができる。この場合の方法として、翌年度の歳出に、翌年度の歳入を財源として繰上充用金を計上し、当該年度(翌年度から見れば前年度)へ支出する。
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額をいう。形式収支＝歳入決算総額－歳出決算総額
経常収支比率	人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率をいう。この比率が高いほど臨時的支出にお金を回す余裕に乏しく、財政構造が硬直化していることになる。
健全化判断指標	平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「法律」という。)が公布され、この法律により地方公共団体の財政健全化に関する「指標」(①実質赤字比率、②連結赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率)が設定され、公表することが義務付けられた。 これらの指標を公表することで、地方公共団体の財政状況の透明性を図り、実質的に国の管理下に置かれて財政再建を行う、いわば企業における倒産と同等の「財政再生団体」への転落を未然に防ぐことを目的としている。
公債費	地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入れ金の利息の合計。人件費、扶助費ともに義務的経費のひとつで、府からの貸付金の返還金及びその利子が含まれる。
クラウド	クラウドコンピューティングを略したもので、インターネット上で様々なサービスを提供するサーバ群およびネットワーク群をクラウド(雲)と総称して名付けられたWeb利用のコンピュータシステムのこと。
繰入金	一般会計と特別会計、または特別会計間で、一方の会計の収支不足を補填するために他方の会計から充当される資金をいう。
繰出金	一般会計と特別会計、または特別会計間で支出される経費。地方公共団体の一般会計から、介護保険事業会計・国民健康保険事業会計・地方公営企業会計などに対して繰り出される負担金などをいう。
固定資産台帳	固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産(道路、公園、学校、公民館等)について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものをいう。

用語	解説
財政健全化団体	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)に基づき財政健全化計画の策定を義務付けられる地方公共団体をいう。
財政再生基準	財政再生基準を越えた場合は、議会の議決を経て、財政再生計画を策定します。この計画は総務大臣の同意が必要となり、国が強く財政運営に関与することになるため、市自らの政策決定が困難になる。
財政調整基金	年度間の財源の不均衡をならすための積立金。地方財政法で、設置が義務付けられている。取り崩せるのは、①財源不足時の穴埋め、②災害のいずれかに限られる。
三位一体改革	日本において国と地方公共団体に関する行財政システムの3つの改革、すなわち「国庫補助負担金の廃止・縮減」「税財源の移譲」「地方交付税の一体的な見直し」をいう。
実質収支	1会計年度の決算において、収支が赤字なのか黒字なのかをみるための指標で、歳入額から歳出額を控除し(形式収支)、その額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額をいう。
実質赤字比率	一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示すもので、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率をいう。
実質公債費比率	借入金(地方債)の返済額等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。地方自治体の公債費(元利償還金)と、公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるもの(準元利償還金)を合わせた実質的な公債費相当額(特定財源や普通交付税が措置されるものを除く。)の、市税、普通交付税のように用途が特定されず毎年度経常的に収入される財源(標準財政規模)に占める割合で、過去3年間の平均値でみる。
将来負担比率	借入金(地方債)や将来払っていく負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。地方自治体の一般会計の借金(地方債)や退職手当の支給見込額、地方公社・第3セクターに対する負担見込額などの合計(将来負担見込額)から基金残高などを差し引いたものを、標準財政規模を基本とする額で除して算出する。
新地方公会計制度	「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった中・長期的な視点に立った自治体経営の強化に資するもの。
総合計画	地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画である。長期展望をもつ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれる。一般的には、「基本構想」とこれに基づく「基本計画」および「実施計画」からなるものが多い。
早期健全化基準	この基準を越えた場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政の健全化を図らなければならない。国の勧告を受ける場合がある。
早期財政健全化団体	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標のうち、一つでも基準値を超えると指定される。財政健全化計画の策定が義務づけられ、取り組みが不十分であれば国が府から勧告を受けて財政運営に関与される。
地方交付税	地方自治体間の財源の不均衡を調整して、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供されるように財源を保障するため、国税のうち5税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合が、財源の不足する地方自治体に交付されるもの。

用語	解説
地方譲与税	国が徴収した特定の税目の税収を一定の基準により地方団体に譲与するものをいう。
投資的経費	支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が資産として将来に残るもので、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費をいう。
発生主義	現金の収支とは関係なく、収益または費用をその発生を意味する経済的事実に基づいて計上する考え方。つまり商売が成立(発生)したときに、売上を計上する方法をいう。
標準財政規模	普通交付税の算定の仕組みを通じて表されるその地方自治体の標準的な一般財源の規模をいう。
PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアチブ(民間資本主導)の略であり、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。自治体は民間事業者に事業費を支払い、市民は利用料を負担する仕組み。
PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップの略であり、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。PPPの中には、指定管理者制度、アウトソーシング、PFI、市場化テスト、包括的民間委託等が含まれる。
ファシリティマネジメント	公共施設等を市の資産と捉え、経営的視点から分析・検討することで、最適化を図り、適正に維持管理していくための手法をいう。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、または、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあり、現金・物品を問わず、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹を成す経費をいう。
複式簿記	簿記とは、様々な経済活動を一定のルールに従って会計帳簿に記録し、さらにその会計帳簿に基づいて財務諸表を作成するまでの一連の流れのことをいい、複式簿記とは、全ての簿記的取引を、その二面性に着眼して記録していき、貸借平均の原理に基づいて組織的に記録・計算・整理する記帳法をいう。
普通会計	地方自治体は、一般会計、特別会計とによって構成されている。普通会計とは、地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり一般会計と特別会計のうち、①地方財政法施行令第12条に掲げる事業に係る公営企業会計、②収益事業会計、③地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計に含まれない特別会計、を合算した会計区分。一般的に地方財政をいう場合、この普通会計を基本とする。
ライフサイクルコスト(LCC)	建物では計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額をいう。
臨時財政対策債	地方の財源不足を補てんするために、地方交付税の一部を振り替えて発行される特例地方債(元利償還金は、後年度の普通交付税で全額措置される)をいう。
連結赤字比率	市の全会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示すもの。地方自治体の公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額と資金不足額の標準財政規模に対する比率をいう。